

平成30年度入試【3年次編入学】

【小論文】

(法文学部 法経学科)

注 意

- 1 問題紙は指示があるまで開いてはいけない。
- 2 問題紙は5ページである。解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚である。
指示があつてから確認し、解答用紙の所定の欄に受験番号を記入すること。
- 3 答えはすべて解答用紙の所定のところへ記入すること。
- 4 解答用紙は持ち帰ってはいけない。
- 5 試験終了後、問題紙、下書き用紙は持ち帰ること。

問題

問 1 個人等が保有する活用可能なモノやスキルなどの資産を、スマートフォン等を通じて仲介して他人が利用できるようにするサービスとして「シェアリング・エコノミー」が注目され、経済活動を活性化するものとして期待されている。資料1から3にあるシェアリング・エコノミーの2つの事例とシェアリング・エコノミーに関する記事を読んで、シェアリング・エコノミーがもつ課題について500字以内で整理しなさい。

問 2 現在は、世界に向けて自分の意見や情報を発信することが、容易にできる時代になっている。簡単に利用できるソーシャル・ネットワーキング・サービスが普及し、インターネットの書き込みを巡って法的紛争になることも珍しくない。資料4の文章を読み、インターネット上の情報が持つ性質と、情報発信の責任について、400字以内で述べなさい。

【資料 1】シェアリング・エコノミーの事例 1：フリマアプリ

メルカリは、出品者と購入者がネット上のやり取りを通じ、商品の出品や購入ができるフリマアプリである。スマートフォンアプリを通して利用することができ、2013年7月にサービスを開始して以来2017年6月までに、日本において5,000万件のダウンロードが行われている。出品者はスマートフォンのカメラで商品を撮影し、説明と値段をつけるだけですぐに出品できる。購入希望者は興味のある商品に対して出品者へ質問を行ったり、値段交渉をしたりすることができる。

同社は利用者に安心して個人間取引を行ってもらえるように様々なサービスを提供している。お金のやりとりはメルカリが仲介し、購入者が商品を受け取りその評価をしてから出品者に振り込まれるエスクロー方式を採用している。これにより、購入した商品が未着となることや、購入代金が未払いとなるような出品者、購入者間でのトラブルを回避している。

(出所)『平成29年版情報通信白書』(総務省)一部改変

【資料 2】シェアリング・エコノミーの事例 2：エニタイムズ

エニタイムズはインターネットを通して近所の人と会って助け合うことができるシェアリングサービスである。サービス開始当初は8割がパソコンからの利用であったが、スマートフォンの普及やユーザーの女性比率の上昇とあいまって、2017年現在、同社の7割程度のユーザーがスマートフォンを利用するようになっている。同社によると、登録ユーザー数は2017年3月時点で約27,000人となっている。

個人の有する時間やスキルに焦点を当て、その供給と需要とをマッチングさせる画期的な事業である。プロに頼むほどではないが家事や習い事を誰かに頼みたいという人と、自分の時間やスキルを有効活用したいという人を結びつけている。主な依頼ごとは、掃除、料理、子どもやお年寄りの見守りといった家事代行、その他に語学レッスンやダンスの振り付け、インテリアコーディネートといったユニークなものもある。現に自分の趣味のスキルをエニタイムズでチケットとして販売し収入を得る者や、起業の前に試しにサービス提供する者もおり、従来にはなかったマッチングを実現させ新しい働き方の形を具現化している。

(出所)『平成29年版情報通信白書』(総務省)一部改変

【資料 3】運賃値下げに反対のデモ タクシー運転手ら Uber を非難

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(出所) Daily Sun New York 2016年1月29日付け記事を翻訳

(注)「ウーバー (Uber)」：自家用車等を使った一般的なドライバーと移動を希望する人をスマートフォンのアプリを通じてマッチングするサービスで、2017年6月現在米国内200都市以上で利用されている。

【資料4】

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(出所) 烏飼重和監修『その「つぶやき」は犯罪です 知らないとマズいネットの法律知識』(新潮新書) より (一部改変)